

## 美濃加茂市教育委員会訓令甲第3号

### 美濃加茂市教育委員会後援等及び賞状の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美濃加茂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）以外のものが実施する講演会、講習会、発表会、展示会、普及啓発運動その他の行事（以下「行事」という。）に関し、教育委員会が後援、共催、若しくは協賛（以下「後援等」という。）又は賞状を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(後援等の区分)

第2条 教育委員会が行う後援等は、次の区分による。

- (1) 後援 教育委員会が行事の趣旨に賛同し、援助を行う意思を表示するもの
- (2) 共催 教育委員会が主催者の一員として行事を遂行する意思を表示するもの
- (3) 協賛 教育委員会が行事に賛意を表すもの

(承認対象)

第3条 教育長が承認する後援等又は賞状の交付は、次の各号のいずれかのものが主催する行事に関するものに限る。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 報道機関、経済関係団体、福祉関係団体、教育関係団体その他公共的団体
- (3) 前各号に定めるもののほか、教育長が適当と認める団体または個人

2 教育長は、前項各号のものが行う行事の内容が、次の各号のいずれにも該当すると認めるものについて、後援等又は賞状の交付を承認をすることができる。

- (1) 公共性を有するもの
- (2) 教育行政運営上有意義なもの
- (3) 営利を目的としないもの
- (4) 特定の政党その他の政治団体又は特定の宗教のための活動でないもの

- (5) 特定の思想を浸透させる目的を有しないもの
- (6) 参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (7) 行事の開催について、安全対策その他必要な措置が講じられているもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育行政の運営に支障をきたさないもの

(申請)

第4条 後援等又は賞状の交付の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、行事開始の14日前までに、後援等承認申請書（様式第1号）に行事の概要を示す資料を添付し、教育長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、教育長の承認を受ける前に、申請に関する行事について、美濃加茂市教育委員会又は美濃加茂市教育長の文句をパンフレット、ポスター、チラシその他の行事の啓発物に用いてはならない。

(承認)

第5条 教育長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、後援等又は賞状の交付の承認の可否を決定しなければならない。

- 2 教育長は、前項の承認の可否について適当と認めるときは、後援等承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 教育長は、第1項の承認の可否について適当でないとき、その理由を付し、後援等不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 後援等又は賞状の交付の承認の決定を受けたもの（以下「承認決定者」という。）は、当該承認を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに、承認事項変更届出書（様式第4号）を教育長に届け出なければならない。ただし、教育長が軽微な変更と特に認めるときは、この限りでない。

(承認の取消し)

第7条 教育長は、承認決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、

当該承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段による申請であることが明らかとなったとき。

(2) 前条に規定する変更の届出をしないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、不適当な行為があったと認められるとき。

2 教育長は、前項の規定により後援等又は賞状の交付の承認の決定を取り消したときは、その理由を付し、後援等承認取消通知書（様式第5号）により承認決定者に通知するものとする。

3 教育長は、第1項の規定による後援等又は賞状の交付の承認の決定を取り消したことにより生じた損害の責任を負わないものとする。

（実施報告等）

第8条 承認決定者は、承認を受けた行事の終了後30日以内に行事実施報告書（様式第6号）を教育長に提出しなければならない。

2 承認決定者は、入場料、参加料、負担金その他の料金を徴収した行事については、前項の行事実施報告書とともに収支決算書を教育長に提出しなければならない。

3 承認決定者は、賞状の交付の承認を受けた行事については、第1項の行事実施報告書とともに賞の内容及び受賞者名を教育長に報告しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援等又は賞状の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。